

# 野村信託銀行株式会社

## 第11期末（平成16年3月31日現在）貸借対照表

（単位：百万円）

科 目	金 額	科 目	金 額
（資産の部）		（負債の部）	
現金預け金	4,118	預 金	102,603
現 金	0	当 座 預 金	3,241
預 け 金	4,117	普 通 預 金	34,118
債券貸借取引支払保証金	80,244	定 期 預 金	112
買入金銭債権	47,716	そ の 他 の 預 金	65,130
特定取引資産	761	譲 渡 性 預 金	118,290
特定金融派生商品	761	コ ー ル マ ネ ー	20,500
金 銭 の 信 託	492	債券貸借取引受入担保金	3,175
有 価 証 券	117,852	売 渡 手 形	74,400
国 債	76,285	特 定 取 引 負 債	749
社 債	34,579	特定金融派生商品	749
その他の証券	6,987	借 用 金	30,000
貸 出 金	142,917	借 入 金	30,000
手形貸付	1,100	信託勘定借	15,260
証書貸付	127,612	そ の 他 負 債	16,678
当座貸越	14,204	未払法人税等	64
外国為替	1,657	未 払 費 用	516
外国他店預け	1,657	前 受 収 益	13
その他の資産	17,529	金 融 派 生 商 品	14,731
前払費用	46	繰延ヘッジ利益	713
未収収益	955	そ の 他 の 負 債	638
金融派生商品	14,367	賞 与 引 当 金	131
繰延ヘッジ損失	47	退 職 給 付 引 当 金	46
その他の資産	2,111	支 払 承 諾	3,080
動 産 不 動 産	1,046	負債の部合計	384,916
土地建物動産	441	（資本の部）	
保証金権利金	605	資 本 金	30,000
繰延税金資産	242	利 益 剰 余 金	2,606
支払承諾見返	3,080	利 益 準 備 金	60
貸倒引当金	90	当 期 未 処 分 利 益	2,546
		当 期 純 利 益	14
		株 式 等 評 価 差 額 金	45
		資本の部合計	32,652
資産の部合計	417,568	負債及び資本の部合計	417,568

## 第11期

平成15年 4月 1日から  
平成16年 3月31日まで

## 損益計算書

(単位：百万円)

科 目	金 額	
経 常 収 益		7,116
信 託 報 酬	2,341	
資 金 運 用 収 益	2,664	
貸 出 金 利 息	894	
有 価 証 券 利 息 配 当 金	198	
コ ー ル ロ ー ン 利 息	559	
債 券 貸 借 取 引 受 入 利 息	73	
金 利 ス ワ ッ プ 受 入 利 息	517	
そ の 他 の 受 入 利 息	420	
役 務 取 引 等 収 益	698	
受 入 為 替 手 数 料	407	
そ の 他 の 役 務 収 益	291	
特 定 取 引 収 益	16	
特 定 金 融 派 生 商 品 収 益	10	
そ の 他 の 特 定 取 引 収 益	5	
そ の 他 業 務 収 益	1,370	
外 国 為 替 売 買 益	1,364	
国 債 等 債 券 売 却 益	5	
そ の 他 経 常 収 益	25	
株 式 等 売 却 益	4	
金 銭 の 信 託 運 用 益	0	
そ の 他 の 経 常 収 益	21	
経 常 費 用		6,687
資 金 調 達 費 用	1,922	
預 金 利 息	812	
譲 渡 性 預 金 利 息	8	
コ ー ル マ ネ ー 利 息	306	
債 券 貸 借 取 引 支 払 利 息	0	
売 渡 手 形 利 息	1	
借 用 金 利 息	450	
金 利 ス ワ ッ プ 支 払 利 息	224	
そ の 他 の 支 払 利 息	119	
役 務 取 引 等 費 用	391	
支 払 為 替 手 数 料	90	
そ の 他 の 役 務 費 用	300	
営 業 経 費	4,361	
そ の 他 経 常 費 用	12	
貸 倒 引 当 金 繰 入 額	4	
株 式 等 売 却 損	0	
そ の 他 の 経 常 費 用	7	
経 常 利 益		429
特 別 損 失		251
動 産 不 動 産 処 分 損	0	
そ の 他 の 特 別 損 失	250	
税 引 前 当 期 純 利 益		177
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税		262
法 人 税 等 調 整 額		99
当 期 純 利 益		14
前 期 繰 越 利 益		2,532
当 期 未 処 分 利 益		2,546

## 信託財産残高表

(平成16年3月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
有価証券	673,251	指定金銭信託	93,744
投資信託有価証券	1,604,068	特定金銭信託	20,353
投資信託外国投資	373,475	年金信託	58,923
信託受益権	7	投資信託	2,131,198
受託有価証券	2,945,631	金銭信託以外の金銭の信託	195,110
貸付有価証券	3,671,740	有価証券の信託	10,073,643
金銭債権	233,976	金銭債権の信託	124,990
その他債権	10,573	包括信託	529,454
一口一口	235,518	その他	0
銀行勘定貸	15,260		
現金預け	3,459,714		
その他	4,200		
資産合計	13,227,419	負債合計	13,227,419

(注) 元本補填契約のある信託の内訳は、次のとおりであります。

合同運用指定金銭信託

(単位:百万円)

資産	金額	負債	金額
買入金銭債権	199	元本	500
その他	300		
計	500	計	500

(備考)

各表の記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

[ 貸借対照表の注記 ]

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的（以下「特定取引目的」）の取引については、取引の約定時点を基準とし、貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上しております。  
特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については決算日において決済したものとみなした額により行っております。
3. 有価証券の評価は、その他有価証券のうち時価のあるものについては決算日の市場価格等に基づく時価法（売却原価は主として移動平均法により算定）、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。満期保有目的の債券、子会社・子法人等株式及び関連法人等株式については該当ありません。なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。
4. 金銭の信託において信託財産を構成している有価証券の評価は、上記3.と同じ方法により行っております。
5. デリバティブ取引（特定取引目的の取引を除く）の評価は、時価法により行っております。
6. 動産不動産の減価償却は、定率法（ただし、平成10年4月1日以後に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）を採用しております。なお、主な耐用年数は次の通りです。

建 物 2 年 ~ 11 年

動 産 2 年 ~ 20 年

なお、建物の耐用年数は、従来税法基準により14年～50年、動産の耐用年数は2年～20年としておりましたが、社屋移転（平成16年7月予定）に伴い当期において耐用年数の短縮を行いました。この結果、従来の耐用年数によった場合に比べて65百万円多く特別損失が計上されており、税前当期純利益は65百万円少なく計上されております。

7. 自社利用のソフトウェアについては、行内における利用可能期間（5年）に基づく定額法により償却しております。
8. 外貨建資産・負債は、主として決算日の為替相場による円換算額を付しております。  
外貨建取引等の会計処理につきましては、前期は、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」（日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下「業種別監査委員会報告第25号」という。）による経過措置を適用しておりましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨（邦貨）を資金運用通貨（外貨）に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、14.に記載しております。

この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して、「未収収益」は6百万円減少、「その他の負債」は241百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は106百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は340百万円増加しております。なお、この変更に伴う損益への影響額は資金運用収益が1百万円増加しております。

また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他の資産」又は「その他の負債」で純額表示しておりましたが、当期からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、その他資産及びその他負債中の「金融派生商品」に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「その他の負債」は571百万円減少し、その他資産中の「金融派生商品」は8,161百万円増加、その他負債中の「金融派生商品」は8,733百万円増加しております。

9. 貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。

「銀行等金融機関の資産の自己査定に係る内部統制の検証並びに貸倒償却及び貸倒引当金の監査に関する実務指針」(日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号)に規定する正常先債権及び要注意先債権に相当する債権については、一定の種類毎に分類し、当社基準に定めた外部格付機関により査定基準日直前に公表された累積デフォルト率に基づき引き当てております。破綻懸念先債権に相当する債権については、債権額から担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち必要と認める額を引き当てております。実質破綻先債権に相当する債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除した残額を引き当てております。なお、破綻先債権に相当する債権並びに特定海外債権については、該当ありません。

すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署の協力の下に資産査定部署が資産査定を実施しており、その査定結果により上記の引当を行っております。

10. 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当期に帰属する額を計上しております。
11. 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当期末における退職給付債務の見込額に基づき、必要額を計上しております。
12. リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。
13. 金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という。)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当期からは、「金融商品会計に関する実務指針」(会計制度委員会報告第14号)に基づき処理しております。

また、当期末の貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段の残存期間に応じ平成15年度から最長2.5年間にわたって、資金調達費用として期間配分しております。

なお、当期末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は20百万円であります。

14. 外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前期は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当期からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨(邦貨)を資金運用通貨(外貨)に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。

これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。

15. 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。ただし、動産不動産に係る控除対象外消費税等は当期の費用に計上しております。
16. 特別法上の引当金は、該当ありません。
17. 取締役及び執行役に対する金銭債権については、該当ありません。
18. 取締役及び執行役に対する金銭債務については、該当ありません。
19. 支配株主に対する金銭債権総額 0百万円
20. 支配株主に対する金銭債務総額 2,026百万円

21. 動産不動産の減価償却累計額 1,231 百万円
22. 貸出金のうち、延滞債権額については 177 百万円であり、破綻先債権額については、該当ありません。  
 なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和 40 年政令第 97 号)第 96 条第 1 項第 3 号のイからホまでに掲げる事由又は同項第 4 号に規定する事由が生じている貸出金であります。  
 また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。
23. 貸出金のうち、3 ヶ月以上延滞債権額については、該当ありません。  
 なお、3 ヶ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から 3 ヶ月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。
24. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額については、該当ありません。  
 なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び 3 ヶ月以上延滞債権に該当しないものであります。
25. 破綻先債権額、延滞債権額、3 ヶ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は 177 百万円であります。  
 なお、22. から 25. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。
26. ローン・パーティシペーションで、平成 7 年 6 月 1 日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第 3 号に基づいて、原債務者に対する貸出金として会計処理した参加元本金額のうち、貸借対照表計上額は、19,132 百万円であります。
27. 担保に供している資産は、次のとおりであります。
- |             |            |
|-------------|------------|
| 担保に供している資産  |            |
| 有価証券        | 40,352 百万円 |
| 貸出金         | 73,752 百万円 |
| 担保資産に対応する債務 |            |
| 売渡手形        | 74,400 百万円 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 3,175 百万円  |
- 上記のほか、為替決済の担保及び信託業法・宅地建物取引業法に基づく供託金として有価証券 48,099 百万円を差し入れております。
28. 借入金のうち、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金については、該当ありません。
29. 1 株当たりの純資産額 54,420 円 46 銭
30. 商法施行規則第 124 条第 3 号に規定する時価を付したことにより増加した純資産額は、50 百万円であります。
31. 有価証券の時価及び評価差額等に関する事項は次のとおりであります。これらには、「国債」「社債」「その他の証券」のほか、「買入金銭債権」中のコマーシャル・ペーパー及び信託受益権が含まれております。なお以下 34. まで同様であります。

売買目的有価証券及び満期保有目的の債券については該当ありません。

その他有価証券で時価のあるもの

	取得原価	貸借対照表		評価差額	
		計上額		うち益	うち損
債券	110,847	110,864	16	33	16
国債	76,290	76,285	5	5	10
社債	34,557	34,579	22	28	6
その他	53,607	53,700	92	95	2
合計	164,455	164,565	109	129	19

なお、上記の評価差額から繰延税金負債 45 百万円を差し引いた額 64 百万円が、「株式等評価差額金」に含まれております。

32. 当期中に売却したその他有価証券は次のとおりであります。

売却額	売却益	売却損
497 百万円	9 百万円	0 百万円

33. 時価のない有価証券のうち、主なものの内容と貸借対照表計上額は、次のとおりであります。

その他有価証券	内容	貸借対照表計上額
	信託受益権	999 百万円

34. その他有価証券のうち満期があるものの期間ごとの償還予定額は次のとおりであります。

	1 年以内	1 年超 5 年以内	5 年超 10 年以内	10 年超
債券	91,363 百万円	19,001 百万円	499 百万円	- 百万円
国債	61,246	15,038	-	-
社債	30,116	3,962	499	-
その他	46,857	6,865	361	499
合計	138,220	25,866	860	499

35. 金銭の信託の保有目的別の内訳は次のとおりであります。

運用目的の金銭の信託 該当ありません。

満期保有目的の金銭の信託 該当ありません。

その他の金銭の信託

取得原価	492 百万円	貸借対照表計上額	492 百万円	評価差額	- 百万円
------	---------	----------	---------	------	-------

36. 現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は再担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、当期末に当該処分をせずに所有しているものは 84,758 百万円であります。

37. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受け付けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は、17,632 百万円であります。このうち契約残存期間が 1 年以内のものが 15,842 百万円、1 年超 2 年以内のものが 1,789 百万円あります。

なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも当社の将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、当社が実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている社内手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。

38. 法人税につき連結納税制度を適用しております。

[ 損益計算書の注記 ]

1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。
2. 1株当たり当期純利益金額 24円32銭
3. 特定取引目的の取引については、取引の約定時点を基準とし、当該取引からの損益を損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。  
特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当期中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については、前期末と当期末における評価損益の増減額を、派生商品については前期末と当期末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。
4. 「その他の特別損失」には、社屋移転(平成16年7月実施予定)に伴う費用250百万円を含んでおります。
5. 銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成16年4月12日付内閣府令第40号)により改正されたことに伴い、前期において区分掲記していた「税引前当期利益」及び「当期利益」は、当期からは「税引前当期純利益」及び「当期純利益」として表示しております。
6. 支配株主との取引による収益総額 1百万円
7. 支配株主との取引による費用総額 16百万円